［３・４　略］

［項を削る。］

［３・４　同上］

5　法第十一条の二第三項の規定は、第二項第二十七号及び第二十八号に規定する議決権について準用する。

（法第十一条の六十六第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十六条　法第十一条の六十六第三項において準用する法第十一条の六十四第三項本文の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～六　略］

七　農業協同組合連合会の子会社である法第十一条の六十六第一項第六号から第八号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

2　［略］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十八条　農業協同組合連合会は、法第十一条の六十六第四項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　当該農業協同組合連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ　当該農業協同組合連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　［略］

四　当該認可に係る認可対象会社（法第十一条の六十六第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条並びに第五十八条第一項第九号及び第十号において同じ。）に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　略］

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計画書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　［略］

［五・六　略］

2　［略］

3　前二項の規定は、法第十一条の六十六第五項ただし書の認可について準用する。

4　第一項及び第二項の規定は、法第十一条の六十六第六項において準用する同条第四項の認可について準用する。

5　法第十一条の二第三項の規定は、第一項第五号及び第二項第一号（これらの規定を前二項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

［３・４　同上］

5　法第十一条の六十六第二項第五号ハの主務省令で定めるものは、当該農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する持株会社とする。

6　法第十一条の六十六第二項第六号ニの主務省令で定めるものは、当該農業協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する持株会社とする。

7　法第十一条の二第三項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

（法第十一条の六十六第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十六条　［同上］

［一～六　同上］

七　農業協同組合連合会の子会社である法第十一条の六十六第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

2　［同上］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十八条　農業協同組合連合会は、法第十一条の六十六第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　当該農業協同組合連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　［同上］

四　当該認可に係る認可対象会社（法第十一条の六十六第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　同上］

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計画書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　［同上］

［五・六　同上］

2　［同上］

3　前二項の規定は、法第十一条の六十六第五項ただし書の規定による認可について準用する。

4　第一項及び第二項の規定は、法第十一条の六十六第六項において準用する同条第四項の規定による認可について準用する。

5　法第十一条の二第三項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。